

松田町災害予防対策助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大雨や地震の自然災害に備えて、町内の土砂災害特別警戒区域内の自然がけ及び擁壁等（以下「がけ等」という。）に対して安全確保のための対策工事等を行う所有者又は所有者の了解を得た者（以下「所有者」という。）に対し、予算の範囲内で当該工事に要する費用の一部を助成するものとし、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する区域をいう。

(2) がけ 自然斜面又は人口斜面で、高さが2m以上で、かつ、30度以上のものをいう。

(3) 擁壁等 がけの崩落を防ぐための築造物をいう。

(4) 家屋 現に居住用として使用している建物をいう。

(5) 既成地 がけ崩れにより家屋に被害が及ぶおそれがある土地をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱により助成を受けることができる者は、助成対象土地の所有者又は占有者で、自ら助成対象工事を行う個人であり、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 対策工事について、本要綱以外による助成交付決定を受けていない者

(2) 建築物又は土地の売買による利益を目的としない工事であること。

(3) 町税等を滞納していない者

(4) 松田町暴力団排除条例（平成23年松田町条例第2号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者

（助成対象土地）

第4条 この要綱により助成の対象とする土地は、現況地目が宅地で、土砂災害特別警戒区域内に存在する土地、かつ、がけ崩れにより家屋に被害が及ぶおそれのある土地であるものとする。

（助成対象工事）

第5条 この要綱による助成の対象とする工事は、助成対象の土地において、神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第3条に示す擁壁等を基準とし、松田町まちづくり条例（平成8年松田町条例第11号）を遵守するとともに、令和4年4月1日以降に実施した災害の防止のために行う別表に掲げる工事とする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、助成対象工事に要する費用の2分の1以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

2 助成金の交付を受けることができる回数は、土地の所有者又は占有者において1回限りとする。

（交付の申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着工前に松田町災害予防対策助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長へ提出しなければならない。

(1) 助成対象工事箇所的位置図

(2) 延長等施工範囲を明示した平面見取図

(3) 傾斜角等明示した断面見取図

(4) 公図の写し及び土地登記事項証明書

- (5) 現況写真
 - (6) 工事、内訳及び数量を記載した見積書（写し）
 - (7) 助成対象土地の所有者承諾書（占有者が申請する場合に限る。）
 - (8) 建築確認済証
 - (9) 境界確定図
- （交付決定及び通知）

第 8 条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、松田町災害予防対策助成金交付（不交付）決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定により助成金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、申請者に条件を付することができる。

（助成金の請求）

第 9 条 前条に規定する助成金の決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、松田町災害予防対策助成金請求書（第 3 号様式）により、第 1 2 条に規定する助成金の額の確定後、速やかに町長に助成金を請求するものとする。ただし、助成金交付決定額の一部を第 1 2 条に規定する助成金の額の確定前に請求することができる。

2 前項ただし書きにより請求できる金額は助成金交付決定額の 6 0 % 以内とする。ただし、町長が特に認めるものについては、この限りではない。

（計画の変更）

第 1 0 条 交付決定者は、当該決定通知を受けた後において、工事の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、松田町災害予防対策工事変更・中止・廃止承認申請書（第 4 号様式）に必要書類を添えて町長に申請し、あらかじめ承認

を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、
適当と認めるものについて、松田町災害予防対策工事変更・
中止・廃止承認通知書（第5号様式）によりその旨を交付決
定者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

- 第11条 交付決定者は、工事完了後、松田町災害予防対策助
成金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、
町長に提出しなければならない。

- （1） 工事完了後の延長等施工範囲を明示した平面見取図
- （2） 工事完了後の工事内容等を明示した断面見取図
- （3） 工事完了後の写真
- （4） 工事費の請求書（写し）又は領収書（写し）

（助成金の額の確定）

- 第12条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出を受け
たときは、書類の審査及び現地調査等を行い、交付決定の内
容及び助成条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成
金の額を確定し、松田町災害予防対策助成金交付確定通知書
（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

- 第13条 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた
場合は、町長は、松田町災害予防対策助成金交付決定取消通
知及び助成金返還命令書（第8号様式）により、当該交付決
定を取り消し、当該交付を受けた者から、既に交付した助成
金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が
別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。